

令和 7 年 2 月 14 日

初任運転者に対する安全運転の実技指導の公表について

対馬交通株式会社

本件は、一部改正令和 5 年 10 月 10 日「旅客自動車運送事業輸送規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第 1089 号)により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について、基づき公表するものです。

指導の具体内容 乗務員 T (令和 7 年 2 月 1 日入社)

令和 7 年 2 月 2 日/実技時間 2 : 10/指導者 E/大型/営業所～峰町周辺

令和 7 年 2 月 3 日/実技時間 3 : 55/指導者 E/中型/営業所～厳原町周辺

令和 7 年 2 月 4 日/実技時間 3 : 35/指導者 E/大・中型/営業所～峰町周辺

令和 7 年 2 月 5 日/実技時間 4 : 10/指導者 E/大型/営業所～厳原町周辺

令和 7 年 2 月 6 日/実技時間 2 : 30/指導者 E/大型/営業所～豊玉・峰町周辺

令和 7 年 2 月 8 日/実技時間 1 : 35/指導者 E/小型/営業所～上県町周辺

令和 7 年 2 月 13 日/実技時間 4 : 00/指導者 E/大型営業所～厳原・美津島町周辺